

名古屋城水堀における舟運事業者募集要項

令和7年5月

名古屋市

【目次】

1	総則	2
2	趣旨	3
3	施設概要	3
4	事業の概要	6
5	事業の基本条件	6
6	応募者の資格等	14
7	応募手続き	15
8	提案書の受付	16
9	審査方法	19
10	運航開始までの手続き等	23

(別冊) 様式集

(別冊) 図面集 応募登録 (P. 15) をされた方のみ配布します

(別冊) 資料 1 名古屋城水堀における舟運事業にかかる事業計画作成・社会実験実施等
業務委託報告書 (抜粋)

(別冊) 資料 2 ヒアリング審査開催要項

(別冊) 資料 3 基本協定書案

(別冊) 資料 4 都市公園法等抜粋

1 総則

(1) 名称

この募集の名称は「名古屋城水堀における舟運事業者募集」とする。

(2)

この募集は、名古屋市（以下「市」という。）が主催する。

(3) 事務局

名古屋市 観光文化交流局 名古屋城総合事務所

「名古屋城水堀における舟運事業者募集」担当

住所：〒460-0031 名古屋市中区本丸1番1号

電話 | F A X : 052-231-1700 | 052-201-3646

メールアドレス : nagoyajo@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

(4) 受付時間

すべての事務取扱は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日、休園日は除く。

(5) スケジュール

募集要項配布	令和7年5月26日（月）～令和7年6月11日（水）
応募登録	令和7年5月26日（月）～令和7年6月11日（水）
質問書受付	令和7年5月26日（月）～令和7年6月11日（水）
質問書回答期限	令和7年6月16日（月）までに回答
提案書等受付	令和7年6月17日（火）～令和7年6月23日（月）
ヒアリング審査	令和7年7月下旬
最優秀提案者等通知	令和7年8月
基本協定締結	令和7年9月
実施協定締結	令和7年11～12月
管理許可	令和8年4月
運航開始	令和8年8月上旬（予定）

(6) 用語の定義

事業候補者	最優秀提案者となった者
事業予定者	基本協定を締結した者
事業者	実施協定を締結した者
応募グループ	本募集に応募する法人を代表とする共同体

代表法人	応募グループの代表である法人
------	----------------

2 趣旨

名古屋城の北西を取り囲む外堀には、ほぼ築城当時のまま残る水堀が広がっており、近世期名古屋城では、北に広がる下御深井御庭への藩主の移動や城内の見廻りなどの日常的机会に加え、幕府の上使等の賓客をもてなす際にも、水堀において舟が運航されていた。

また、水堀の水面からは、10mを超える高さの石垣や重要文化財の西北隅櫓など、歴史的景観を望むことができる。

これらも踏まえて、平成30年(2018)の『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』では水堀を活用した企画・イベントを充実させ、名古屋城への理解を深めるとともに名古屋城の魅力向上を図ることとしている。本事業は、歴史的な事実を踏まえた舟を運航することで、名古屋城の新たな一面を体感いただき、名古屋城への理解促進や魅力向上を図るものである。

この活用計画に基づき、民間事業者の優れた企画力・経営能力等を活かして事業効果をより一層向上させることを目的として、舟運事業者を公募型プロポーザル方式にて募集する。本公募では、舟運事業に係る事業計画の作成、造船、観覧環境の整備及び管理運営を行っていただく事業者を募集し、尾張名古屋の歴史や文化を活かした賑わいと歴史文化の拠点が創造されることを期待している。

3 施設概要

(1) 名古屋城の概要

① 名古屋城の概要

名古屋城は慶長15年(1610)に徳川家康の命により築城され、日本有数の規模と質により天下の名城として知られ、名古屋のシンボルとして「尾張名古屋は城でもつ」という言葉で表現されてきた。明治期になると、初めは軍用施設として、のちに離宮として利用され、その後、昭和5年(1930)には名古屋市に下賜され一般公開されるようになった。名古屋市民にとっては身近で愛着のもてる存在となっていたが、戦火により本丸御殿や天守をはじめ主要な建物は焼失した。昭和27年(1952)には文化財保護法に基づく特別史跡名古屋城跡として指定、昭和31年(1956)には都市公園法に基づく都市公園（名城公園）として設置され、市内有数の観光施設として認知されている。

② 施設の概要（令和7年5月現在）

- ・開園時間 午前9時～午後4時30分（午後5時閉門）
（ただし本丸御殿への入場は午後4時まで。夜間公開期間有）
- ・休園日 12月29日～31日、1月1日
- ・料金 500円
（30人以上の団体450円、100人以上の団体400円、中学生以下

無料)

- ・公共交通機関 地下鉄名城線 「名古屋城」 下車 7 番出口より徒歩 5 分
地下鉄鶴舞線 「浅間町」 下車 1 番出口より徒歩 12 分
なごや観光ルートバス メーグル「名古屋城」、他
- ・駐車場 正門前駐車場 営業時間：午前 8 時 45 分～午後 9 時 30 分
普通車 308 台、二輪車 5 台、
大型車 18 台、マイクロバス 10 台
二の丸東駐車場（東門前）
営業時間：午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分
普通車 123 台、二輪車 3 台
- ・駐車料金 普通車 30 分以内ごと 180 円
二輪車、マイクロバス（正門前のみ） 30 分以内ごとに 100 円
大型車（正門前のみ） 最初の 1 時間及び以後 30 分以内ごと 600 円

※詳細は、名古屋城公式ウェブサイトを参照

<http://www.nagoyajo.city.nagoya.jp>

③ 過去 7 年の入場者数

平成 30 年度	2,207,530 人	（天守閣閉館 5/7～、本丸御殿完成公開 6/8～）
平成 31 年度	2,036,271 人	
令和 2 年度	523,612 人	（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 4/10～5/31 は休園）
令和 3 年度	687,305 人	（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 5/29～6/20 は土日のみ休園）
令和 4 年度	1,529,287 人	
令和 5 年度	2,059,707 人	（本丸御殿第 1 期公開開始、5 月 29 日）
令和 6 年度	2,234,976 人	

【参考】来場者の特性（令和 6 年度名古屋城春まつり来場者アンケートより）

年代		グループ		来城回数		住所地	
10 歳未満	9.5%	家族	32.5%	初めて	51.8%	名古屋市内	17.3%
10 代	10.2%	友人	43.1%	2 回目	21.4%	愛知県内	20.2%
20 代	40.3%	恋人	14.1%	3～4 回目	14.1%	愛知県外	62.5%
30 代	13.5%	一人	5.8%	5～9 回目	5.6%		
40 代	14.0%	会社仲間	4.5%	10 回目以上	7.1%		
50 代	7.6%						

60 代	3.6%			
70 代～	1.4%			

【参考】外国人団体入場者数（令和 6 年度団体券販売実績より）

人数	内訳
29,106 人	台湾 40%
	韓国 16%
	中国 9%
	アメリカ 3%
	その他 33%

※団体券購入者以外の外国人入場者数及び出身地は把握していないが、目視による推測も含めた外国人入場者数は、全体の約 28%と推定される。

④ 今後の城内の工事予定等

名古屋城内では、整備・調査・修繕・催事等のための工事が随時行われている。城内の工事予定等については、名古屋城の公式ウェブサイト等を参照。

（２）水堀の概要

慶長 15 年(1610)、名古屋城の普請が始まり、この年に堀・石垣が完成し、天守閣はその 2 年後の慶長 17 年(1612)にほぼ完成した。

御深井丸西・北の水堀も当時完成したと思われるが、水堀の北岸のうち、東側は護岸がなされず、御蓮池と水面がつながっていた。東側の護岸については、明治 25 年(1892)頃に北練兵場(現名城公園)ができた際、初めて護岸がなされたと考えられる。水源は雨水と熱田台地からの湧水のみで、辰之口のような排水施設はなかった。水堀が所定の水位になるには、数年を要したと考えられている。

名古屋城が完成し、名古屋城下には藩士だけでなく、多くの商人や職人が清須から移住してきたため熱田台地の湧水が減り、水堀や御蓮池の水が不足したため、庄内川の水を引き入れるため御用水が引かれた。それにより大雨などによりかえって水位が高くなりすぎることを防ぐための排水施設として堀の南西に辰之口が作られ、天明 5 年(1785)には大幸川の流路を変更したことに伴い、辰之口の流路も変更され大幸川に注ぐようになった。なお、現在水堀の排水は水堀北西角の樋ノ口で行っており、辰之口は遺構のみが残されている。

近世期名古屋城では、北に広がる下御深井御庭への藩主の移動や城内の見廻りなどの日常的な機会に加え、幕府の上使等の賓客をもてなす際にも、水堀において舟が運航されていた。また、明治維新後、本丸に陸軍東京鎮台第三分営が置かれた時代には、軍の演習にも利用された。名古屋城の水堀は様々な用途に使用されながら、今日まで常に水を湛え

てきており、名古屋城の景観には欠くべからざる存在となっている。

※詳細は、第 51 回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議資料を参照

https://www.nagoyajo.city.nagoya.jp/save/plan_expert/uploads/c6431a03d74cf2a089eb3773d2385beb.pdf

4 事業の概要

本事業計画は、近世期にも活用されていた水堀において遊覧船を運航し、従来とは異なる視点から名古屋城の価値や魅力への理解を深める機会を提供することを目的とする。史跡である水堀を遊覧するにふさわしい船舶を新たに製造し、それを活かして運航することで、観覧者には水堀の壮大なスケールを体感していただくとともに、高低差のある迫力ある石垣や隅櫓、天守などの歴史的景観を楽しんでいただくことを目指す。

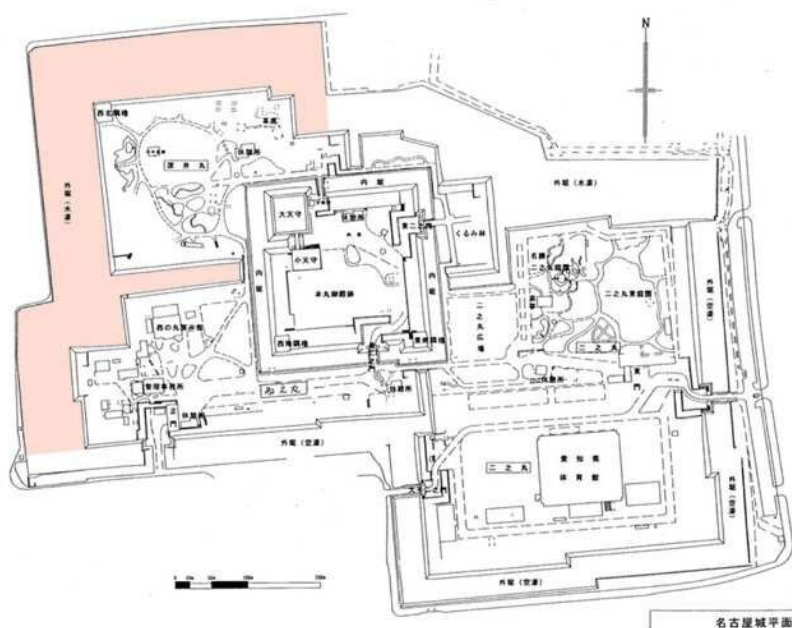
事業を行う際には、遊覧船の運航だけでなく、障害者等への配慮も求められる。船までの移動や車椅子での乗降、船中での観覧時など、車椅子で安全快適に遊覧を楽しめる仕組みと運営を目指す。また、近年増加している外国人観光客にも対応し、多言語ガイド表記や音声ガイド、パンフレット等の配布物といった外国人向けサービスにも取り組む。

5 事業の基本条件

(1) 実施場所

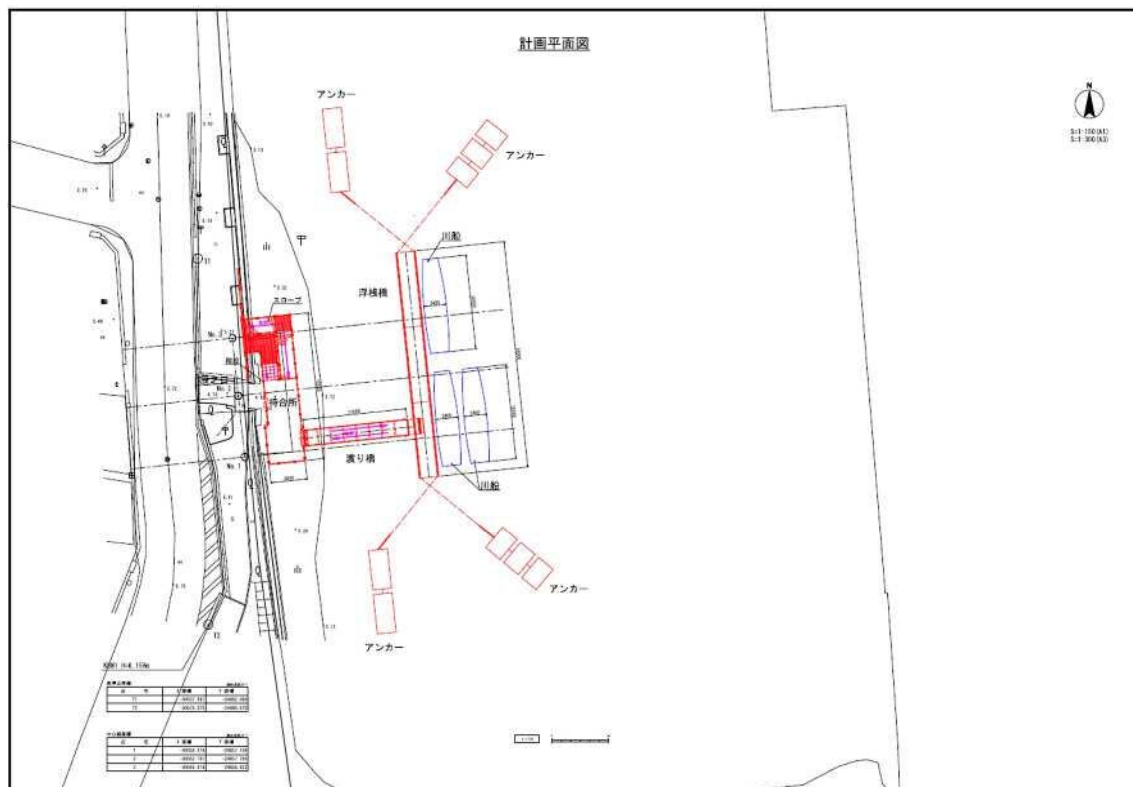
所在地 名古屋市中区本丸 1-1

場 所 名古屋城水堀（西之丸・御深井丸に面する西側から御深井丸から二之丸にかけての北側）

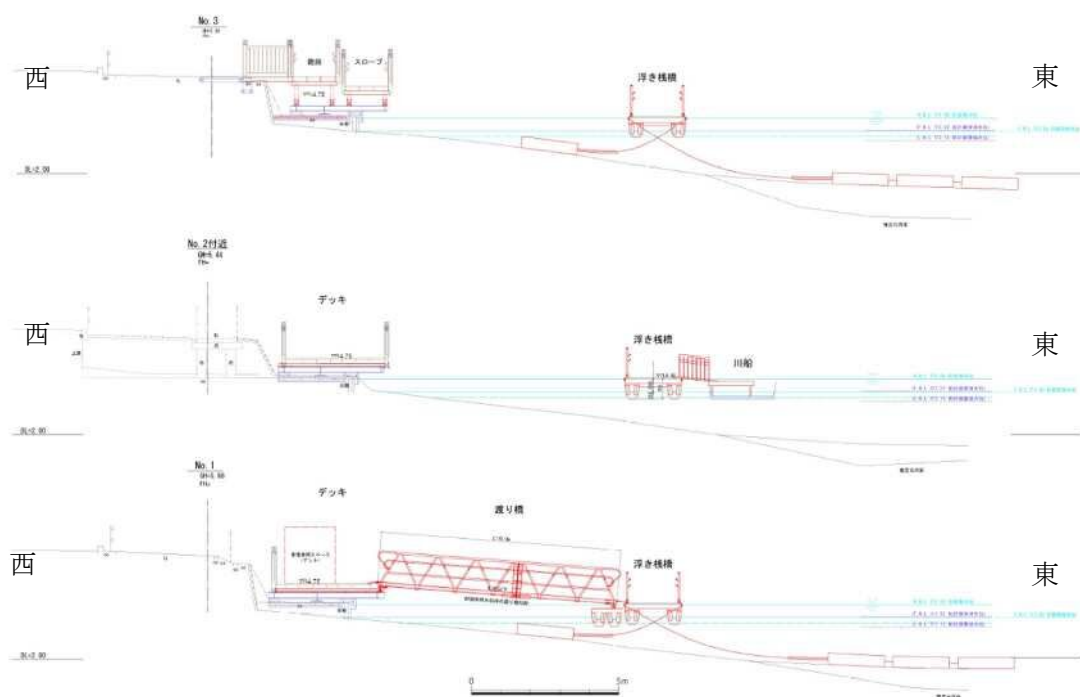


事業対象エリア

(2) 船着場の仕様



船着場の計画平面図



船着場の計画断面図

※船着場は令和 7 年度に設置工事を行う予定のため、一部変更が生じる場合がある。詳細や仕様は、必ず事業者決定後の打合せ等で確認すること。

(3) 業務概要

① チケット販売

乗船チケットの販売、予約、問合せ対応にかかる一切の業務。

② 船着場での案内

船着場における乗船客の誘導、乗船補助等の対応。

③ 船舶の航行

所定の運航ルートの航行。

④ 船上ガイド

船上で、江戸時代における水堀での舟の運航など歴史的事実や、石垣、隅櫓などの歴史や特徴などを解説する。また、船着場では歴史的に価値のある辰之口の解説を実施。

⑤ 案内板の設置

名古屋城正門から船着場までの誘導及びチケット購入案内。

⑥ バリアフリー対応

船着場の移動や船の乗降、船内における車椅子利用者等の障害者への対応。

⑦ 多言語対応

外国語表記、多言語音声ガイド、パンフレット配布、案内などの多言語対応及び乗船時の外国人観光客向けのサービスの実施。

(4) 営業条件

① 営業日数

- ・ 下記を含めて年間 150 日以上営業すること。

ア 土曜日・日曜日及び国民の祝日

イ 名古屋城春まつり開催期間（3 月下旬～ゴールデンウィーク）

ウ 名古屋城夏まつり開催期間（8 月中旬）

※運航開始初年度及び天災等の事情により市がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

※12 月から 2 月までの冬季期間は、原則運航不可とする。

② 営業時間

- ・ 年間 1200 時間以上営業すること。

※運航開始初年度及び天災等の事情により市がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

- ・ 一日当たりの営業時間は申請者の裁量とする。なお、日中・夜間のいずれの運航も可能とし、季節により営業時間を変更することも可能とする。

③ 運航ダイヤ

- ・事業者の裁量とするが、1時間につき2便程度の運航を基準とする。
- ・市が実施した社会実験の結果（「資料 1」参照）や他市事例等を参考にし、乗客の理解を得られ、かつ採算性を考慮した合理的な設定とすること。

④ 運航時間

- ・1回につき30分程度の運航を基準とする。
- ・市が実施した社会実験の結果（「資料 1」参照）や他市事例等を参考にし、乗客の理解を得られ、かつ採算性を考慮した合理的な設定とすること。

⑤ 運航ルート

- ・船着場（辰之口）を発着場所とし、名古屋城水堀内（辰之口から天守北側付近までを想定）において、往復約1.5kmの距離の周回運航を行うこと。
- ・運航ルートの詳細は事業者の裁量とするが、事業対象エリアが史跡内であることをふまえ、水深や障害物の位置などしっかりと安全確認を行った上で設定し、事前に市の承認を得ること。
- ・名古屋城整備工事に伴い運航ルートに影響が生じる場合は、事前に市と協議し、承認を得ること。



想定運行経路図

⑥ 料金設定

- ・事業者の裁量とするが、市が実施した社会実験の結果（「資料 1」参照）や他市事例等を参考にし、乗客の理解を得られ、かつ採算性を考慮した合理的な設定とし、市と協議の上決定すること。
- ・貸切料金等の設定も可能とする。

⑦ 受付・発券等

- ・販売方法は事業者の裁量とするが、チケットのキャッシュレス決済やオンライン予約等、利用者の利便性を向上させる取り組みについては導入可否を検討すること。なお、名古屋城内に設置されている既存の券売施設へ受付業務を委託することも可能であるが、その場合、市は事業者と発券業務受託者の仲介のみ行い、委託に係る協議その他必要な調整は事業者が自ら行うこと。

⑧ 安全管理

- ・事業者は、船舶の製造・設計段階から廃船に至るまでの間、船舶が航行するために必要な構造、設備等が技術基準に適合しているか、船舶安全法(昭和8年法律第11号)の規定に基づき確認を行うこと。
- ・車椅子等の利用者の来客を想定し、乗船に際しては安全に直接乗船できるように配慮すること。

⑨ 維持管理

- ・船着場の維持管理(待合所下に土が堆積しないように管理、清掃。利用者への影響がないよう船着場周辺の除草。)、船着場の修繕、運航ルートでの水堀のごみ清掃(石垣の除草は除く)を行うこと。

(5) 船

- ・2隻以上の遊覧船を事業者において用意すること。新造か既存船の転用かは問わないが、船の機能・形状は下記の条件を満たすこと。

① 大きさ 全長 10m以下、幅 2.3m程度、満載喫水 0.32m (空の時は 0.22m)

② 稼働時間 一日の運行回数と運航時間に支障のないものとする

③ 動力

電動式船外機が好ましいが、その他の動力を用いる場合は、音、水、生物等環境への影響が極力少ないものを用いること

④ 装飾

和船を模した船舶とし、下記に示すような歴史的文献を参考に名古屋城の歴史的景観にふさわしいものとする

資料名	資料番号	所蔵
御関船義丸御屋形彫物さいしき図	市 17-3	鶴舞中央図書館
尾州軍船及御召船図	市 20-184	鶴舞中央図書館

※これらの資料は名古屋市図書館デジタルアーカイブ「なごやコレクション」にて公開されており、閲覧が可能。

【URL】 https://e-library2.gprime.jp/lib_city_nagoya/da/top

⑤ その他機能など

- ・救命胴衣など付帯すべき法定備品を用意すること
- ・利用者が安全に乗船できるよう、手すり等の補助道具を用意すること
- ・電動車椅子等（利用者を含めた重さ最大 300 kg）のまま乗船可能であること
- ・車椅子が、船着場から安全に乗船するための治具を用意すること
- ・乗船位置と車椅子スペース間をスムーズに移動できる構造であること

・船の製造・改修を請け負う者は下記の条件を満たすこと。

- ① 造船法(昭和 25 年法律第 129 号)第 2 条の規定に基づく施設の新設等の許可及び同法第 5 条の規定に基づく船舶の製造事業等の開始届を有していること。または、小型造船業法(昭和 41 年法律第 119 号)の登録を受けていること。

- ② 以下に掲げる事項について実績等を有する者であること。

ア 過去において旅客船の建造実績があること。

イ 船舶建造施設

(a) 当該船舶の建造に必要な自社所有の船台または船渠を提供できること。

(b) 当該船舶の建造に必要な自社所有の工場(ドックハウスを含む)、機器類等を提供できること。

(c) 当該船舶の建造を行う施設の所在地は日本国内とする。

- ③ 船舶設計技術者

当該船舶の建造設計を自社で自主的に実施でき、次に掲げるいずれかの技術者を提供できること。

ア 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学又は高等専門学校において、造船、機械、又は電気に関する学科を修得して卒業した後、鋼製船舶の建造又は修理・改造に関して、5 年以上の実務経験を有する技術者。

イ 学校教育法による高等学校において、造船、機械又は電気に関する学科を修得して卒業した後、鋼製船舶の建造又は修理・改造に関して、7 年以上の実務経験を有する技術者。

ウ 上記以外の技術者にあつては、国外におけるア、イと同等と認められる学歴・経験を有していること。

- ④ 船舶建造技術者

当該船舶の建造に必要な、次に掲げるいずれかの技術を提供できること。

ア 学校教育法による大学又は高等専門学校において、造船、機械、又は電気に関する学科を修得して卒業した後、鋼製船舶の建造又は修理・改造に関して、5 年以上の実務経験を有する技術者。

イ 学校教育法による高等学校において、造船、機械又は電気に関する学科を修得して卒業した後、鋼製船舶の建造又は修理・改造に関して、7 年以上の実務経験を

有する技術者。

ウ 上記以外の技術者にあつては、国外におけるア、イと同等と認められる学歴・経験を有していること。

⑤ 納入後のメンテナンス体制

建造船舶の故障又は異常時に対応するため、船舶納入後においても十分なアフターサービス・メンテナンス体制を確保することが可能なこと。

(6) 事業期間

- ・事業期間は当初 10 年とし、更新できるものとする。なお、更新は市と協議の上、5 年毎とし、最長 10 年を上限とする。ただし、この場合の事業期間とは、都市公園法に基づく管理許可を得た時点からのこととする。

(7) 運航開始時期

- ・令和 8 年 8 月上旬からの運航開始を予定すること。ただし、天災等の事情により市がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。
- ・関係団体等との調整状況により、運航開始時期は変更となる場合がある。

(8) 運営状況の報告

- ・企画提案書に基づき、実際に運航を行う際の事業計画書を名古屋市に提出し、月次の乗船者数報告書の提出や名古屋市との定例会等の手段により、運営状況等を報告すること。

(9) 人員配置

本事業の実施にあたり、最低限必要となる人員配置は以下のとおりとする。なお、①～④の職務は兼任可とする。

① 小型船舶操縦者

概要：「船長」として、船舶の操縦等を行う者。

要件：以下の免許を有すること。

- ・一級または二級小型船舶操縦士免許（小型船舶操縦者として必要）
- ・特定操縦免許（旅客運送に必要）

人数：応募者が想定する事業形態に応じて、必要数を配置する。

② 安全統括管理者

概要：輸送の安全確保に関する管理業務を統括する者。

要件：以下のいずれかを満たすこと。

- ア 事業の安全に関する業務経験が通算 3 年以上である者
- ・海上運送法または内航海運業法に基づく運航管理者、運航管理員（補助者含む）
 - ・船長または乗組員
 - ・船舶の運航管理業務
 - ・ISM コードの管理責任者または安全管理組織の要員
 - ・その他、安全マネジメント態勢の確立・実施・維持に相当する業務経験者
- イ 地方運輸局長が上記と同等以上の能力を有すると認めた者
- ・経験年数 3 年未満だが、現に海上運送法または内航海運業法に基づく運航管理者である者
 - ・経験年数 3 年未満だが、現に ISM コードの管理責任者である者

人数：1 名

③ 運航管理者

概要：船長の職務権限に属さない船舶の運航管理に関する統括責任者。

要件：以下のいずれかを満たすこと。

- ア 事業使用船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する船舶において、船長として 3 年以上、または甲板部職員として 5 年以上の乗組経験を有する者
- イ 船舶の運航管理を行おうとする事業と同等以上の規模の事業における船舶運航管理の実務経験が 3 年以上ある者
- ウ 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づき、当該船舶に船長として乗り組む資格を有する者
- エ 地方運輸局長が上記と同等以上の能力を有すると認めた者

人数：1 名

④ 防火管理者

概要：多数の者が利用する建物などの「火災等による被害」を防止するため、防火管理に関わる消防計画を作成し、防火管理上必要な業務を計画的に行う者。

要件：以下のいずれかを満たすこと。

- ア 防火管理業務を適切に遂行できる「管理的、監督的地位」にあること。
- イ 防火管理上必要な「知識・技能」を有していること（防火管理講習修了者、学識経験者）。

⑤ 陸上保安員

概要：船舶接岸時などにおいて、乗下船の安全確保（乗客誘導、綱取り、注意喚起

等)を行う者。

要件：特になし。

人数：応募者が想定する事業形態に応じて必要数を配置する。

(10) その他

- ・本事業の実施にあたっては、海上運送法(昭和24年6月1日法律第187号)、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)、都市公園法(昭和31年4月20日法律第79号)、名古屋市都市公園条例(昭和34年3月31日条例第15号)、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及びその他各種関係法令を遵守すること。
- ・事業者は、管理許可に基づき管理・運営する船着場及び水堀を善良な管理者の注意をもって維持管理し、利用者の安全、災害の防止、美観の保持に努めること。
- ・舟運事業の運営に関する権利を譲渡し、担保に供してはならない。

6 応募者の資格等

(1) 応募者の資格

- ① 応募者は「応募法人」又は「応募グループ」に限る。
- ② 営業施設を所有する法人を代表法人とすること。ただし、代表法人は複数も可能とする。代表法人が複数ある場合は、市と事業全体の調整窓口となる法人を1社定めること。
- ③ すべての応募法人又は応募グループを構成する法人(以下「すべての構成法人」という)について、直近決算において債務超過でないこと。
- ④ すべての構成法人の中で、舟運事業の運營業務の役割に当たる法人を定めること。当該業務に当たる法人は、舟運事業の運営について、過去10年以内に本業務と類似した運営実績を備えること。

(2) 応募者の制限

次の項目のいずれかに該当する者(構成員を含む)は、応募することができない。

- ① 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てがなされている者
- ② 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている者
- ③ 地方自治法施行令第167条の4に該当する者
- ④ 募集要項配布日から、最優秀提案者決定通知日までの間に、名古屋市指名停止要綱第3条第1項による指名停止を受け(市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行い)、当該指名停止期間を経過していない者
- ⑤ 最近の2年間において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある者(徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみな

す)

⑥ 暴力団の排除に関し、次のいずれかに該当する者（愛知県警察に対して、照会させていただくことがある）

ア 応募の日から事業期間の終了までの間において、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に規定する暴力団排除措置の対象である者（本件については、当該合意書における「契約等」に準じて取り扱うものとする。以下同じ）

イ 応募の日以前において、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）その他暴力団の排除に関して市の定める規定等に基づく排除措置の対象であった者。ただし当該排除措置の対象外となった日から 3 年を経過した者を除く。

⑦ 「名古屋城水堀における舟運事業者 評価委員」（以下「評価委員」という。）が経営又は運営に直接関与している者

⑧ 市が発注した当該業務に関する事業者公募支援業務委託を受託した者

7 応募手続き

(1) 募集要項配布

募集要項（印刷物）については、以下のとおり配布する。

配布期間：令和 7 年 5 月 26 日（月）～令和 7 年 6 月 11 日（水）

配布場所：名古屋市 観光文化交流局 名古屋城総合事務所

「名古屋城水堀における舟運事業者募集」担当

※募集要項については、名古屋城公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

(2) 応募登録

本事業提案に応募する場合は、必ず応募登録をすること。応募登録をしなければ、提案書の提出はできない。

応募登録可能なのは、法人（以下「応募法人」という）又はその共同体（以下「応募グループ」という）とする。個人での応募登録は認めない。

なお、グループで応募する場合は、代表法人が応募登録を行うものとし、応募登録時点で構成員の全てを確定させる必要はない。

応募登録は、以下のとおり行うこと。

使用様式：様式 1 「応募登録申込書」

申込期間：令和 7 年 5 月 26 日（月）～令和 7 年 6 月 11 日（水）

申込方法：受付場所へ持参、もしくは郵送（令和 7 年 6 月 11 日（水）必着）

受付場所：名古屋市 観光文化交流局 名古屋城総合事務所

「名古屋城水堀における舟運事業者募集」担当

住 所 : 〒460-0031 名古屋市中区本丸1番1号

(3) 募集要項に対する質疑及び回答

応募者は、募集要項の内容に関して質問がある場合は、質問書を提出することができる。
質問書を提出するには応募登録が必要。

使用様式 : 様式2「質問書」

受付期間 : 令和7年5月26日(月)～令和7年6月11日(水)

提出方法 : 電子メールに質疑を記入した電子データ(様式2「質問書」)を添付して送ること。電子データは、マイクロソフト社の「Word」とし、件名(subject)には「舟運事業質問」と記載すること。

メールアドレス : nagoyajo@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

提出先 : 名古屋市 観光文化交流局 名古屋城総合事務所
「名古屋城水堀における舟運事業者募集」担当

回答日 : 随時(最終回答期限: 令和7年6月16日(月))

回答方法 : 応募登録者全員のメールアドレスへ回答する。

※回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとする。

8 提案書の受付

(1) 提案書の受付

応募者からの提案書を以下のとおり受け付ける。

受付期間 : 令和7年6月17日(火)～令和7年6月23日(月)

受付場所 : 名古屋市 観光文化交流局 名古屋城総合事務所
「名古屋城水堀における舟運事業者募集」担当

提出方法 : 受付場所へ持参

(2) 提案書の様式・部数

提案書及び関連書類(以下「提案書等」という。)は「提案書等(提案書及び関係書類)一覧」(P.18 参照)に示す様式、部数、記載事項に沿って提出すること。

(3) 提案に関する注意事項

① 一般事項

- ・1者につき提案は1つとし、複数の提案はできない。また、提案書等の提出は、1応募法人(応募グループ)1提案とする。
- ・すべての構成員について「6 応募者の資格等」(P.14)に記載された、「(1)応募者の資格」を有するとともに、「(2)応募者の制限」に抵触しないこととする。
- ・提案書等の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用すること。

- ・必要に応じて、図面、写真等を用いてわかりやすく記述すること。
- ・提案内容は、都市公園法、名古屋市都市公園条例、文化財保護法、その他各種関係法令等を遵守すること。また、本要項に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で書類を作成すること。
- ・提案書等の作成及び提出等に必要な諸費用は、応募者の負担とする。
- ・提案書等の提出後の修正及び追加は認めない。
- ・必要に応じて提案書等（提案書及び関係書類）一覧に記載以外の書類の提示を求める場合がある。

② 誓約書・応募資格関係書類

- ・誓約書、応募資格関連書類は、まとめて A4 判、左綴じとして提出すること。

③ 応募制限関連書類

- ・応募制限関連書類は、A4 判、左綴じ、構成員ごとに 1 分冊として提出すること。

④ 提案書（様式 8-1～14）

- ・提案書（様式 8-1～14）は、左綴じとし、ページ番号を付して提出すること。
- ・提案書（様式 8-1～14）には、会社の名称、マークなど応募者を特定できるような表示はしないこと。
- ・提案書（様式 8-1～14）の電子データ（CD-R 又は DVD-R）も併せて提出すること。データのファイル形式はマイクロソフト社の「Word」、「Excel」、「PowerPoint」とし、ページ番号順に 1 つの PDF ファイルに整理したデータも提出するものとする。なお、提出する CD-R 又は DVD-R には、「名古屋城水堀における舟運事業者募集 提案書」及び「応募法人名あるいは代表法人名」を明記すること。

⑤ 提案書（様式 9、様式 10）

- ・経営計画書（様式 9）及び価額提案書（様式 10）は、綴じずに提出すること。
- ・提案書（様式 9、様式 10）の電子データ（CD-R 又は DVD-R）も④と併せて提出すること。

（４）その他

- ・次に該当する提案は、無効とする。
 - ア 募集要項に示した参加資格を有しない者のした提案
 - イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - ウ 募集要項に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- ・本募集の応募者が市から受領した書類やデータは、市の了解なく公表又は使用してはいけない。
- ・契約内容の履行にあたり、提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めない。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と市が認める場合はこの限りではない。

- ・提案書等の提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式は自由。）により届け出るものとする。
- ・提案書等の提出後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。追加書類の取扱い等については「(3) 提案に関する注意事項」(P. 16)と同様とする。

登録等書類

提出書類	様式
応募登録申込書	様式 1
質問書	様式 2

提案書等（提案書及び関係書類）一覧

提出書類	様式	提出部数		記載事項等
		正	副	
1. 提案申込書	様式 3	1 部	1 部	
2. 誓約書	様式 4	1 部	1 部	応募グループの場合は、代表法人及び全ての構成員について提出。
3. 応募資格関係書類 (1) 舟運事業運営の実績を証する書類	様式 5	1 部	1 部	過去 10 年以内の舟運事業の実績がわかる書類を添付すること。
4. 応募制限関連書類 (1) 定款または寄付行為の写し	—	1 部	1 部	
(2) 法人登記簿謄本及び印鑑証明	—	1 部	1 部	
(3) 役員名簿	様式 6	1 部	1 部	
(4) 事業概況あるいは事業報告書・事業計画書等	—	1 部	1 部	直近 3 年間。有価証券報告書を提出している場合は、該当箇所の写しでも可。
(5) 法人税、消費税及び地方消費税納税証明書	—	1 部	1 部	未納がない証明でも可。
(6) 本店所在地の市民税、固定資産税納税証明書	—	1 部	1 部	
(7) 応募者の財務諸表の写し	—	1 部	1 部	直近 3 年間。「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」の写し。 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しによる。 ※公益法人等の場合は、作成している財務諸表の該当項目による。
(8) 財務状況表	様式 7	1 部	1 部	時期、規模、金額等のわかるもの。
5. 提案書 提案書表紙	様式 8-1	1 部	15 部	
(1) 【企画力】コンセプト	様式 8-2	1 部	15 部	舟運事業全体のコンセプト。
(2) 【企画力】船の設計	様式 8-3	1 部	15 部	舟運事業に用いる船及び付属する什器の設計図・イメージ図等（寸法等を記入すること）。
(3) 【企画力】事業計画	様式 8-4～様式 8-7	1 部	15 部	営業日時や運行ルート、料金設定、案内など事業全体の計画。
(4) 【企画力】集客企画	様式 8-8	1 部	15 部	集客のための独自提案。
(5) 【企画力】広報及び宣伝	様式 8-9	1 部	15 部	舟運事業の広報・宣伝（媒体、場所、頻度等）。
(6) 【運営力】体制	様式 8-10～様式 8-13	1 部	15 部	運営にかかる体制及び人選。
(7) 【運営力】安全管理維持	様式 8-14	1 部	15 部	船着場や船上での安全管理、施設の管理維持。
(8) 【収益性】	様式 9	1 部	1 部	経営計画書
	様式 10	1 部	1 部	使用料：管理許可に基づく年間使用料を、7,900 円/㎡から 24,000 円/㎡の範囲で提案。 還元率：売上高に応じた市への還元率あるいは還元額。

9 審査方法

(1) 評価委員

提案者の審査は、評価委員が行う。評価委員は、提案書等について P. 23 の「評価基準」に従って審査を行う。

(2) 評価委員等への接触の禁止等

募集要項配布日から、最優秀提案及び次点提案選定前までに、本募集について、評価委員に対し接触を行った提案者は、失格となることがある。

また、募集要項配布日から最優秀提案者決定通知日までは、応募者に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関する問合せには、回答しない。

(3) 審査方法

以下の手順に従って審査し、最優秀提案者及び次点提案者を決定し、最優秀提案者を事業候補者として選定する。なお、評価の結果によっては、最優秀提案者、次点提案者の一方又は両方について、該当者なしとする場合がある。また、提案者が1者であっても、本募集は成立するものとする。

① 事前評価

事務局において、「6 応募者の資格等」(P. 14) に定める要件を満たしているか、提案された内容が本募集要項に従って記載されているか、法令及び募集要項等の禁止事項に該当していないかを審査する。

審査の結果、以下の各号に該当する提案については、それぞれに定める手続きに従って処理を行う。なお、不明な点等がある場合は、提案者に対して、回答を求めることがある。

ア 資格及び制限

提案者が、「6 応募者の資格等」(P. 14) を満たしているかを審査する。満たしていないと認められる場合、事務局の意見を付して、評価委員へ送付する。

イ 法令違反

提案が法律、条例等の違反に該当する場合、事務局の意見を付して、評価委員へ送付する。

ウ 募集要項等違反

提案が募集要項等に定める内容を満たしているかを審査する。募集要項等の内容を満たしていないと認められる場合、事務局の意見を付して、評価委員へ送付する。

エ 記載の誤り

誤字・脱字、乱丁・落丁など、内容の変更を伴わず提案書の明らかな瑕疵と事務局が認めたものについては、記載誤りとする。この場合は、添付資料漏れ、記載漏れ、計算誤り、余事記載など内容への影響が軽微なもので、事務局の補正要求に容易に応じられるものについては、瑕疵の程度に応じ、提案書の一部差し替え又は正誤表による修正を認める。

上記においては、事務局が定めた期限内に再提出することが条件となる。期限までに補正要求に応じない者の提案書については、事務局の意見を付して、評価委員へ送付する。

② 本審査

評価委員は、以下の手順に従って審査する。

ア 形式審査

事前審査において、(3) ①ア～エに定める事務局の意見を付した提案について、「6 応募者の資格等」(P. 14) の確認を行う。満たしていないと認められた提案者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知し、その者が提出した提案書は審査しないこととする。この場合、通知を受けた者は、次のように無資格理由について説明を求めることができる。

(a) 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（名古屋市の休日を含める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。

(b) (a)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。

イ 内容審査

「評価基準」(P. 21) に従い、各提案について評価委員が評価を行う。

(a) 一次審査（書類審査）

提出いただいた提案書等について、評価委員が提案内容を審査（書類審査）する。形式審査の結果、参加資格があると認められた者のうち、書類審査の点数が上位の 5 者に対し、ヒアリング審査を実施する。ただし、提案者が 5 者以下の場合は、一次審査を実施しない。

(b) 二次審査（ヒアリング審査）

提案者には、評価委員に対し、提案内容に関するヒアリング審査を受けていただく。ヒアリング審査の日時、場所等は、事務局から連絡する。

ヒアリング審査は 1 提案あたり 30 分程度（説明 20 分、質疑 10 分程度）を予定している。なお、詳細は「ヒアリング審査開催要領」（「資料 2」）を参照。

(c) 評価基準

書類審査とヒアリング審査で同じものを使用するが、それぞれの審査は独立したものとなる。また、書類審査の点数はヒアリング審査に持ち越さないものとする。

(4) 評価基準

各事業者からの提案書等に対する評価基準（評価項目、配点、評価の視点）を以下に示す。

評価基準表

評価項目		評価の視点	配点
企画力 (55)	コンセプト	☐ 名古屋城の歴史的価値、特別史跡における事業であることを理解しているか。 ☐ 名古屋城の活性化に資する提案がなされているか。 ☐ 交通、経済、観光など、名古屋市の施策との連携について提案されているか。	10
	船の設計	☐ 尾張藩の歴史や江戸時代の船舶など、船に係る史実を理解し、的確な造船提案をしているか。 ☐ 史跡や周辺の環境への影響に配慮した船舶であるか。 ☐ バリアフリー対応等、多様な属性の乗客が安全に舟運を楽しめる構造になっているか。	15
	事業計画	☐ 事業目的を理解し、事業全体の計画に反映しているか。 ☐ 営業日数及び営業時間について、公募要項に定める基準値を超えた提案がなされているか。 ☐ 多くの乗客に乗船機会を提供でき、乗客の満足感・納得感を意識した運航ダイヤや運航ルートが提案されているか。 ☐ 多くの人に利用してもらえるような適切な料金設定となっているか。 ☐ バリアフリー対応等、多様な属性の乗客に安全に乗船頂けるような対策や配慮がなされているか。	15
	集客企画	☐ 名古屋市民のみならず、広く観光客を呼び込む方法が取られているか。 ☐ 本事業の効果をより高めるための提案がなされているか。	5
	広報及び宣伝	☐ 本事業の魅力を発信する効果的な広報や宣伝の提案がなされているか。 ☐ 外国人利用者に対し、多言語対応等により情報を分かりやすく伝える体制が構築されている、又は構築する予定であるか。	10
運営力 (35)	体制	☐ 適切な運営組織が設置され、運営主体としての役割を遂行できる体制となっているか。 ☐ 事業実施に必要な人員（特に小型船舶操縦者、安全統括管理者、運航管理者、防火管理者、陸上保安員）を確保できているか。 ☐ 荒天時・事故・トラブルなど緊急時の対応窓口、体制及び問い合わせ方法は確立されているか。 ☐ スタッフ等の従業員を適切に管理できる計画となっているか。 ☐ 解説やガイドなど、魅力を的確に伝えられる接客体制となっているか。 ☐ バリアフリーや外国人への対応ができる接客体制となっているか。	15
	安全管理維持	☐ 船舶及び船着場に関して適切な安全対策がとられ、適切な維持管理を行う提案がなされているか。 ☐ 事故発生時の対応フローは適切か。	10
	実績及び健全性	☐ 船舶を用いた事業に関するノウハウを有しているか。 ☐ 城郭における舟運事業と同種の実績があるか。 ☐ 財務状況は健全か。	10
収益性 (10)	経営計画	☐ 経営計画は無理なく妥当なものとなっているか。	10
	使用料提案	☐ 管理許可に基づく年間使用料の提案（固定額）	
	収益の還元	☐ 売上高に応じた還元率や還元額の提案	
合計			100

(5) 提案者の順位の決定方法

① 各評価委員は、各評価項目について下表のとおり 5 段階で評価し、1 提案に対して 1 名あたり 100 点満点で採点する。

なお、一次審査を実施する場合において、評価委員の採点合計の平均が 50 点以下となった提案については、二次審査（ヒアリング審査）を行わない。

評価項目の配点	A	B	C	D	E
25 点配点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
20 点配点	20 点	16 点	12 点	8 点	4 点
15 点配点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
10 点配点	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
A（特に優れている）、B（優れている）、C（普通）、D（やや不十分）、E（不十分）					

② 評価委員の採点による点数が高い順に 5 者まで、下表のとおり順位点をつける。なお、二次審査（ヒアリング審査）においては、各評価委員の採点の合計点が 250 点（最低基準点）以上かつ各評価委員の順位点の合計（以下、「最終評価点」という。）が最も高い者を最優秀提案者とする。なお、①に定める採点において評価委員 2 名以上が E と評価した評価項目がある場合、その提案者の最終評価点は 0 点とする。

各評価委員による順位	1 位	2 位	……	(N-1)位	N 位
順位点	N 点	(N-1)点	……	2 点	1 点
N：審査を受けた者の数（一次審査（書類審査）、二次審査（ヒアリング審査）ともに）					

③ 最終評価点が同点の場合、以下の順で順位を決定する。

- ・評価項目の合計得点の最も高い者
- ・【運営力（体制）】の得点の最も高い者
- ・【企画力（事業計画）】の得点の最も高い者
- ・【企画力（船の設計）】の得点の最も高い者
- ・【収益性】の得点の最も高い者

これらで決しない場合は、再度各評価委員から意見を聴き、順位を決定する。

(6) 結果通知

全提案者の順位と各評価委員の順位点の合計は、すべての提案者に書面にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じない。また、選定結果は審査講評(概要)とあわせて、名古屋城公式ウェブサイトで公表する。

(7) 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

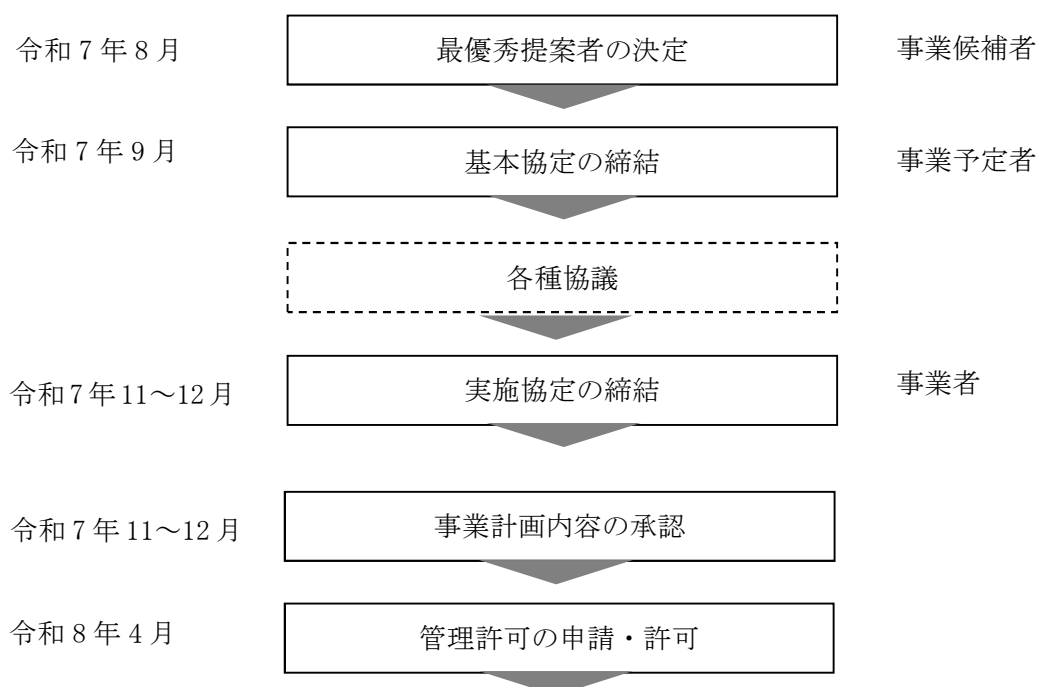
- ・(6)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、当該応募者が契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。
- ・書面は持参して提出すること。
- ・非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりとする。
 受付場所 名古屋市 観光文化交流局 名古屋城総合事務所
 「名古屋城水堀における舟運事業者募集」担当
 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）
- ・非選定理由の説明請求に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。
- ・書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

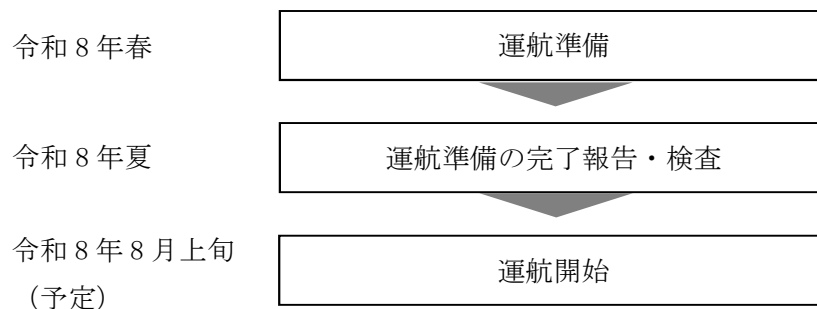
10 運航開始までの手続き等

（1）手続きの流れ

最優秀提案者は、決定通知後1か月を目途に、市と提案内容の実施のための基本的事項を定めた基本協定を締結する。その後、市と提案内容を基に具体的な協議を経るとともに、提案内容の実施のための具体的事項を定めた実施協定を締結する。実施協定の内容を条件として、都市公園法に基づく管理許可を申請し、許可を得た上で船着場への備品の設置等の運航準備を行い、運営を行っていただくこととなる。

なお、市が最優秀提案者と基本協定又は実施協定を締結するに至らなかった場合は、次点提案者が事業候補者としての地位を取得する。





(2) 基本協定

市は、最優秀提案者と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。基本協定については、基本協定書案（「資料 3」参照）を基準とする。

なお、市と基本協定を締結した者が、事業予定者となる。

① 基本協定の目的

基本協定は、本事業を円滑に実施するために必要な諸手続き並びに事業予定者の義務について定めることを目的とする。

② 基本協定の当事者

応募グループによる事業予定者については、その代表法人及び構成員のすべてを協定の当事者とする。

③ 基本協定の期間

基本協定の有効期間は、基本協定締結の日から実施協定締結の日までとする。

④ 事業予定者の責務

事業予定者は、実施協定の締結に向けて市と協力の上、各々誠実に対応し、実施協定が締結されるように努力する必要がある。

⑤ 代表法人の責務

代表法人が応募グループから離脱した際は、当該応募グループは事業予定者の地位を失うものとし、構成員の一が応募グループから離脱した際は、代表法人はこの離脱に関わらず事業を継続して実施する責任を負うものとする。なお、構成員の離脱に伴う一切の損害は、そのすべてについて代表法人が負うものとする。

(3) 実施協定

基本協定を締結後、市と事業予定者との間で舟運事業の運航開始に向けた協議を実施し、実施協定を締結する。基本的な内容を以下に示すが、詳細については、協議の上適宜定めることとする。また、実施協定は、都市公園法に基づく管理許可に付す条件となる。

なお、市と実施協定を締結した者が、事業者となる。

① 実施協定の目的

実施協定は、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

② 実施協定の当事者

応募グループによる事業者については、その代表法人及び構成員のすべてを協定の当事者とする。

③ 実施協定の期間

実施協定の存続期間は、実施協定締結の日から管理許可期間満了の日（更新許可期間を含む）までとする。

④ 代表法人の責務

代表法人が応募グループから離脱した際は、当該応募グループは事業者の地位を失うものとし、構成員の一が応募グループから離脱した際は、代表法人はこの離脱に関わらず事業を継続して実施する責任を負うものとする。なお、構成員の離脱に伴う一切の損害は、そのすべてについて代表法人が負うものとする。

⑤ 資金調達

事業者が負担すべき経費は以下のとおりとし、事業者の責任において資金調達するものとする。

- ・事業者が行う造船及び船着場内装工事等に要する費用。なお、船着場は市が令和7年度に設置工事を行い、令和8年3月末までに工事完了する予定のため、詳細や仕様は、必ず打合せ等で確認すること。
- ・電気料金等の光熱水費。
- ・舟運事業に必要な各種手続きに要する一切の費用。
- ・船着場周辺及び運航ルートの維持管理、補修、清掃は、遺構保護のため、実施方法について事前に市の承認をとるものとする。

舟運事業における負担区分表

施設		所有者、施工者		費用負担	
		市	事業者	市	事業者
船着場	待合所	○		○	
	渡橋	○		○	
	浮栈橋	○		○	
	維持管理、補修		○		○
	周辺除草、清掃		○		○
	ごみの処理		○		○
船舶	舟本体		○		○
	バッテリー		○		○
	スロープ		○		○

	日常点検		○		○
	定期点検		○		○
	維持管理、補修		○		○
	運輸局等への許可申請		○		○
水堀	日常清掃		○		○
備品	救命胴衣		○		○
	椅子		○		○
夏季対応	日傘等		○		○
冬季対応	凍結防止剤等		○		○
保険	損害、傷害等		○		○
風水害対応	船着場の安全対策		○		○
	船舶の安全対策		○		○
地震時対応	観覧者対応		○		○
法定告知義務	安全運航に関する告知		○		○
その他運営に関わる全ての内容			○		○

⑥ 市と事業者との役割分担及び責任分担等

市と事業者との役割分担及び責任分担等をそれぞれ詳細に定める。

⑦ 調査協力義務

舟運事業の営業状況について、毎年報告すること。また、市は舟運事業について随時調査することができるものとし、事業者はこれに協力するものとする。

⑧ 売上高還元

年毎に提出する営業報告により、提案書に記載の「売上高に応じた市への還元率」に基づき算出した額を、市がその都度発行する納入通知書により支払うものとする。

⑨ 実施体制の変更

契約内容の履行にあたり、提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めない。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と市が認める場合はこの限りではない。

⑩ 実施協定の解除

事業者が実施協定の各条項に違反する事実があり、市の催告にも関わらず、これを是正しない場合、又は、事業者の責めに帰すべき事由により実施協定が履行されない場合は、市は実施協定を解除することができる。この場合、事業者は市に対して違約金（提案の使用料の1年分相当額）を支払うものとする。ただし、市が被った損害の額が使用料の1年分相当額を超過する場合は、超過額を加算した額とする。

（４）管理許可

事業者は、実施協定に定められる内容を条件に、都市公園法に基づく管理許可（「資料

4) 参照) を申請し、許可を得た上で運営を行っていただくこととなる。

許可申請	名古屋市都市公園条例に基づく様式
使用料の支払い	使用料は、年度ごとに発行する納入通知書により支払うものとする。なお、運航準備期間中も使用料が発生する。
許可区域面積	約 3,600 m ² (うち使用料の徴収対象となる面積は船着場 136 m ² 及び船の面積×隻数)
許可期間	10 年とし、更新期間は最長 10 年とする。なお、更新する場合は、提案内容を満たしているかの評価を行う
原状回復	許可期間が満了した場合又は許可期間の満了前に舟運事業の運営をやめた場合は、事業者の負担により、備品等を撤去し、原状に回復するものとする。

(5) 造船・船着場内装工事等

① 設計

事業者は、造船及び船着場内装工事等の設計図書等及び工事工程表を市に提出し、承認を受けるものとする。船着場の内装は遺構に支障のないよう、船着場の地盤や石垣に穴などを開けない仕様とし、設計前に必ず確認すること。

なお、市は、遺構の保護や運営上の理由等により、必要と認めるものについては、事業者に対して提案された事業内容の変更を指示することができるものとする。また、法制度の変更などやむを得ない理由により、提案内容を変更する必要性が生じた場合は、市と協議のうえ、提案の趣旨を損なわない範囲で変更することができるが、それ以外で、設計図書が提案内容と相違する場合においては、市は事業者に修正を求める場合がある。

② 工事等

事業者は、市により確認を受けた設計図書等及び工事工程表に従って、造船及び船着場内装工事等を行う。なお、市は、工事等の途中で中間確認を求める場合がある。また、遺構の保護や運営上の理由等により必要と判断する場合には、事業者に対して施工の是正を求める場合がある。

また、造船及び船着場内装工事等が完了したときは、速やかに市に対して書面にて完了を報告し、設計図書等に従って施工が行われたことを確認するための検査を受けること。